

## 第94号議案

新宮町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和7年12月2日

新宮町長 桐島光昭

### 理由

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるもので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により町議会の議決を求めるものである。

新宮町条例第　　号

新宮町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、特に定める場合を除き、法及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号。以下「基準府令」という。）において使用する用語の例による。

(乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準)

第3条 次条に規定するもののほか、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準は、基準府令の定めるところによる。

(暴力団の排除)

第4条 乳児等通園支援事業者は、その社会的責任に鑑み、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び同条第6号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有してはならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。